国内募集型企画旅行　ご旅行条件書

鳥取県知事登録旅行業 第2-21号
日ノ丸自動車株式会社

※お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。
※この書面は、旅行業法第１２条の４に定める取引条件説明書面及び同法第１２条の５に定める契約書面の一部となります。

1　募集型企画旅行契約

（１）　この旅行は、日ノ丸自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

（２）　当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（３）　旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。
当社約款は当社ホームページ（https://hinomarukt.co.jp）からご覧いただけます。

2　旅行のお申し込みと契約成立の時期

（１）①当社　②当社の「受託旅行業者」（以下①②を併せて「当社ら」といいます。）のそれぞれにおいて所定の事項を記入の上、お申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

（２）当社らは、電話、郵便およびファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して３日以内に当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います（ご出発日まで一定以上の日数がない場合、お申し込みをお断りさせていただく場合があります）

（３）旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項（６）の申込金を受領した時に成立するものとします。

（４）旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

（５）本項（４）のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

（６）申込金

旅　行　代　金（お一人様）	申　込　金
３０，０００円未満	６，０００円
３０，０００円以上　６０，０００円未満	１２，０００円
６０，０００円以上１００，０００円未満	２０，０００円
１００，０００円以上１５０，０００円未満	３０，０００円
１５０，０００円以上	旅行代金の２０％

（７）団体・グループ契約

①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項②～⑤の規定を適用します。

②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

③契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（８）当社は現在、通信契約による旅行契約を原則として承っておりません。

３　ウエイティングの取扱いについての特約

当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約の締結をできない場合であって、当社が承諾し、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウエイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

（１）　お客様がウエイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウエイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

（２）　当社は、前（１）の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預かり金を申込金に充当します。

（３）　旅行契約は、当社が前（２）により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。

（４）　当社は、ウエイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

（５） 当社は、ウエイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウエイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウエイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

４　お申し込み条件

（１） お申し込み時点で未成年の方は、親権者の同意書が必要となります。また、旅行開始時点で１５歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には、保護者の同行が必要です。さらに、未成年者同士のお申し込み・ご参加につきましては、お申し込みをお断りする場合があります。

（２） ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

（３） お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

（４） お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

（５） お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

（６） 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）をお連れの方のその他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

（７） 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

（８） 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配できない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。また、現地事情や公的機関、利用機関の状況により、旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

（９） お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

（１０）お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

（１１）お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、事前にその旨および復帰の有無、復帰の予定日時等について当社、同行添乗員、現地係員にご連絡をいただきます。その場合、離団した部分の旅行費用の払い戻しは行いません。

（１２）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

（１３）その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5　旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

（1）　当社らは、第２項（３）に定める旅行契約成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

（2）　本項（１）の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。なお、郵送、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

（3）　第２項（３）に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。

（4）　当社が募集型企画旅行契約により手配し管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項（１）の契約書面に記載するところによります。ただし、本項（２）の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

6　旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１４日目にあたる日より前にお支払いいただきます。支払い基準日以降にお申し込みされた場合は、申し込み時点または旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7　旅行代金の適用

（1）　参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満１２歳以上の方はおとな旅行代金、満６歳以上（航空機利用コースは満３歳以上）１２歳未満の方はこども旅行代金となります。いずれも旅行開始日を基準とします。

（2）　旅行代金は、募集広告又はパンフレットに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。

（3）　「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第２項（６）の「申込金」、第１３項（１）「取消料」、第１４項（２）の「違約料」、および第２２項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8　旅行代金に含まれるもの

（1） 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

（2） 添乗員が同行するコースでは、添乗員経費を含みます。

（3） パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

※上記（1）～（3）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

9　旅行代金に含まれないもの

前8項の（1）～（3）のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

（1） 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）

（2） クリーニング料金、電報・電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

（3） 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される個所・区間の入場料金・交通費

（4） 希望者のみが参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金

（5） 運送機関が課す付加運賃・料金

（6） 特別な配慮・処置に要した費用

（7） 傷害・疾病に関する医療費等

（8） 国内旅行傷害保険（任意保険）

（9）ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

１０　旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

１１　旅行代金の額の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

（1） 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１５日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

（2） 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項（1）の定める

ところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

（３） 第１０項により旅行契約内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む。）が増加したときは、当該旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金の額を変更することがあります。

（４） 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金の額を変更します。

１２　お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項をご記入の上手数料とともに当社らに提出していただきます（既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

１３　お客様による旅行契約の解除

［１］旅行開始前

（１）お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

表）取消料

旅行契約の解除期日		取消料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		宿泊付き旅行	日帰り旅行
1	21 日目に当たる日以前の解除	無　　料	無　　料
2	20 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	無　　料
3	10 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	
4	7 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 30%	
5	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%	
6	旅行開始日の当日の解除	旅行代金の 50%	
7	旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	

注）本項（１）の「旅行代金」とは第７項（３）の「お支払対象旅行代金」をいいます。お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項の取消料が適用されます。

注）「旅行開始後」とは特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以

降をいいます。　「旅行開始後」の一例

〇添乗員・当社社員・受付係員が受付を行う場合はその受付完了時

〇当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時

※観劇や貸切船舶、貸切航空機の利用またはLCCを含む航空会社の個人向け世紀割引運賃、及び個人旅行包括運賃を利用する旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定（パンフレットなどに明記する場合を含みます）によります。

※オプショナルプランやオプショナルツアーも同様に本項の取消料が適用されます。

（２）お客様は次に掲げる場合において、第１３項［１］（１）の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

① 第１０項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第２２項の表左欄に掲げるもの、その他重要なものであるときに限ります。

②第１１項（１）に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

④当社らがお客様に対し、第５項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

（３）当社らは、本項［１］（１）により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは１室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

（４）当社らは、本項［１］（２）により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

［２］旅行開始後

（１）旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

（２）お客様の責に帰さない事由により、最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領できなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

１４　当社による旅行契約の解除

［１］ 旅行開始前

（１） 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１３日目（日帰り旅行にあっては３日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

⑥スキー・スノーボードを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（２） お客様が第６項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第１３項［１］（１）に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

（３）お客様が第４項（３）から（５）に該当することが判明したとき。

［２］旅行開始後

（１）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

（２）当社が本項［２］（１）の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

（３）当社は、本項［２］（１）① ②の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

（４）お客様が第４項（３）から（５）に該当することが判明したとき。

１５　旅行代金の払い戻し

当社は、第１１項の規定により旅行代金が減額された場合又は第１３項及び第１４項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して７日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して３０日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、クーポン類の提出がない場合は、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

１６　旅程管理

（１）　当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

②［１］①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるように努めます。

（２）お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

１７　添乗員等

（１）　添乗員の同行の有無は、パンフレットなどに明示します。

（２）　添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあっては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務およびその他当社が必要と認める商務の全部または一部を行います。

（３）　添乗員の業務は、原則として８時から２０時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。

（４）　添乗員が同行しないコースは、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

（５）　現地添乗員等が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

１８　緊急時の保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるもの

でないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

１９　当社の責任および免責事項

（１）　当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

（２）　お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項（１）の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①　天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止運送・

②　宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

③　運送･宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④　官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤　自由行動中の事故

⑥　食中毒

⑦　盗難

⑧　運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

（３）　当社は、手荷物について生じた本項（１）の損害については、損害発生の翌日から起算して１４日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様１名につき１５万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

２０　お客様の責任

（１）　お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

（２）　お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

（３）　お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は添乗員、斡旋員、現地係員、当該旅行サービス提供機関に申し出なければなりません。

（４）　お渡ししたクーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

２１　特別補償

（１）　当社は、第１９項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、

お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（１５００万円)・後遺障害補償金（１５００万円を上限)・入院見舞金（2万円～２０万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり１０万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり１５万円を上限とします。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（２） 本項（１）にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

（３） お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項（１）の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

（４） 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

※事故による傷害治療費用、病気による死亡。治療費用、賠償責任、救援者費用等は一切適用されません。

（５） 当社が本項（１）に基づく補償金支払い義務と全項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から３０日以内に報告しなければなりません。

２２　旅程保証

（１） 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①②③に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た金額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第１９項（１）の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ．戦乱

ウ．暴動
エ．官公署の命令
オ．欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ．旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

② 第１３項及び第１４項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

③ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

（２） 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様１名に対して１募集型企画旅行につき、旅行代金に１５％を乗じた額をもって限度とします。またお客様１名に対して１募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が１，０００円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

（３） 当社が、本項（１）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第１９項（１）の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

（４） 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

当社が変更補償金を支払う変更		１件あたりの率（%）	
		旅行開始日の前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
1	契約書面などに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	１．５％	３．０％
2	契約書面などに記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	１．０％	２．０％
3	契約書面などに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	１．０％	２．０％
4	契約書面などに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	１．０％	２．０％
5	契約書面などに記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	１．０％	２．０％
6	契約書面などに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（変更後の宿泊機関の等級がパンフレットなどに記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます）	１．０％	２．０％
7	契約書面などに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	１．０％	２．０％

8	前各号に掲げる変更のうち契約書面などのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	２．５％	５．０％

注１.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注２．確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき１件として取り扱います。

注３．第３号又は第４号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、１泊につき１件として取り扱います

注４．第４号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注５．第４号又は第６号もしくは第７号に掲げる変更が１乗車船等又は１泊の中で複数生じた場合であっても、１乗車船等又は１泊につき１変更として取り扱います。

注６．第８号に掲げる変更については、第１号から第７号までの率を適用せず、第８号によります。

２３　事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「最終旅行日程表」でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）

２４　旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しするパンフレットなどに明示した日となります。

２５　個人情報の取り扱いについて

（１）　当社らは、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申し込み、ご依頼をお引き受けできないことがあります。

（２）　当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領ための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申し込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第５項（２）の確定書面に記載された運送機関、宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、≪１≫当社ら及び当社らの提携する企業の消費やサービス、キャンペーンのご案内≪２≫旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い≪３≫アンケートのお願い≪

４≫特典サービスの提供≪５≫統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

（３） 当社らは、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

（４） 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の空港等でのあっ旋サービス業務等において、本項（１）により取得した個人情報を取扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わしたうえで個人情報を預託します。

（５） 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には速やかに対応するものとします。

（６） 当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取り扱いについては、当社ホームページ（https://hinomarukt.co.jp）をご覧ください。

２６　国内旅行保険への加入について

ご旅行中、ケガをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

２７　その他

（１） お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

（２） お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中に土産品店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任で購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

（３） 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

（４） 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

（５） 事故・大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、帰着などが遅れた場合、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても、当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

（６） 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた

場合でも、第１９項（１）及び第２２項（１）の責任を負いません。

（７） 募集広告やパンフレット等で使用した写真等は許可をいただいており、イメージとして使用しています。したがって旅行当日にご覧いただける風景とは限りません。料理写真等も一例であり、食材や器などが異なる場合があります。

（８） 本旅行条件書に定めのない事項については、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ（https://hinomarukt.co.jp）からもご覧になれます。

この旅行条件書は 2025 年 1 月 6 日を基準としています。
旅行代金算出の基準日は、各パンフレット等に記載しています。